

WTO設立以降の教育サービスの国際化と日本の高等教育

その他のタイトル	Internationalization of Educational Services since the Establishment of WTO and Higher Education in Japan
著者	奥 和義
雑誌名	關西大學經濟論集
巻	70
号	1-2
ページ	285-307
発行年	2020-09-20
URL	http://hdl.handle.net/10112/00020712

論文

WTO 設立以降の教育サービスの国際化と
日本の高等教育

奥 和 義

はじめに

「グローバル」や「ダイバーシティ」という言葉が日本の多くの大学の広報媒体物にあふれかえって久しい。「グローバル人材」＝「英語運用能力の高い人材」というイメージが広く浸透していた時代から、近年は「AI」や「ビッグデータ」など技術の進化に伴い、「グローバル人材」の定義も変わり、求められる人材像も変わってきている。同時に、日本の企業においても、年功序列型賃金、終身雇用、新卒の一括採用といった日本的雇用慣行の見直しも始まり、人事制度も世界標準に合わせる必要性が高まってきている。

経済産業省と文部科学省が共管する『産学人材育成パートナーシップ・グローバル人材育成委員会報告書』においては、「グローバル人材」育成の定義を次のようにしている。

①主体的に物事を考え、②多様なバックグラウンドをもつ同僚、取引先、顧客等に自分の考えを分かりやすく伝え、③文化的・歴史的なバックグラウンドに由来する価値観や特性の差異を乗り越えて、④相手の立場に立ってお互いを理解し、⑤更にはそうした差異からそれぞれの強みを引き出して活用し、相乗効果を生み出して、⑥新しい価値を生み出すことができる人材、を育成することと。¹⁾ 同報告書では、こうした条件を充たした人材の育成が広く大学に求められると指摘している。

また、2020年から学習指導要領も順次改訂され、高等学校では理数教育が刷新され、統計が数学 I において必修となり、いわゆる STEAM (Science、Technology、Engineering、Arts、Mathematics の頭文字をとったもの) 教育への比重が高まってきている。これは、野村総合研究所が2015年に「2030年までに日本の49%の職業がAIによる代替の可能性がある」と発表したこととも関係している。²⁾ つまり、日本の教育も、AIにより代替される可能性のある能力を持つ人材育成ではなく、AIの可能性を高め、AIを活用する人材育成、AIでは代替できない能力をもつ人材育成に力点を置きはじめたと考えられる。

初等中等教育の変化に対応して、日本の高等教育も当然変革が求められるようになる。国際化に関して言えば、「話す・書く・読む・聞く」の4技能の習得を目的とした語学力向上だけでなく、日本にいたるだけでは意識する機会のない、世界規模のさまざまな課題への当事者意識や、その課題解決に対する取り組みをキャリア形成に活かすことの価値が問われることを意味する。

また、AIと人間の関係では、新井紀子教授が著した『AI vs 教科書が読めない子供たち』が日本では有名である。彼女は以下のように主張している。AIは神に代わって人類に楽園をもたらすことはないし、逆に人類を滅ぼすようなこともない。しかし今の仕事の多くが今後、AIに代替されるのも間違いない。その未来はすぐそこまで迫っている。彼女の不安は未来の日本の労働力となる中高生の読解力のなさであり、中学校の教科書程度の文章でも正確に理解できる生徒は意外に少ない。彼らが比較的得意としている暗記分野はAIのもっとも得意な分野であり、将来代替される可能性が高い。これによって起こりうるAI恐慌までのシナリオ、それに対抗するための教育のあり方について、同書は詳しく論じている。³⁾

さらに近年、いちじるしい気象変動によって世界全体の持続可能性への危機感が共有され、2015年9月の国連サミットにおいて国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標として「Sustainable Development Goals」（以下SDGs）が採択されている。その後、2017年1月の世界経済フォーラムにおいて、この動きが加速し、日本では、Society5.0（ソサエティー5.0）というコンセプトのもとSDGsが推進されている。⁴⁾

このような内外情勢を背景に、日本の大学はどのような教育をデザインし、どのような国際化戦略を立てるべきであろうか。教育の本質を見失わないようにしながら、しかも世界に向けて輸出できる研究・教育という視点を持つことが大学に求められている。

そもそも、高等教育がWTO体制下でサービス貿易の一つとして位置づけられてからまだ20数年しかたっておらず、「サービス貿易としての高等教育」というテーマでの研究は十分に行われてきたとは言い難い。高等教育をサービス貿易の一つとして位置づけ、それを研究したものとしては、OECD教育研究革新センター、世界銀行編（斎藤里美監訳）[2008]、杉山知子[2009]、二宮皓[2004]、二宮皓／下村智子[2006]などがある。また、吉田文編集代表[2013]は、大きな変動期にさしかかっている大学をさまざまな角度から分析した岩波書店の『シリーズ大学』の1冊であり、グローバリゼーションにさらされている日本の大学を根本から考え直そうとしている。さらに、エレン・ハイゼルクーン（永田雅啓、アクセル・カーペンシュタイン訳）[2018]は、大学ランキングにみられるような「新自由主義的モデル」政策と、高等教育全体のレベルアップを図りながら機会の平等も重視する「社会民主的なモデル」政策をバランスよく検討している。⁵⁾

本稿では、このような研究をふまえて、WTO 設立による教育サービスの国際化についてまず言及し、ついで世界各国の高等教育政策を比較する。これにより、日本の大学の研究・教育のあり方についての視点を得る。

まず、サービス貿易としての高等教育では、WTO（World Trade Organization：世界貿易機関、以下、WTO と略）設立の契機の一つになった、サービス貿易の拡大と WTO におけるサービス貿易の取り扱い、サービス貿易における「輸出産業」としての「教育サービス」を検討する。次に、WTO 発足後の各国の高等教育サービス輸出政策では、WTO 設立以降、現在にいたるまでの各国の高等教育サービス輸出産業振興政策を比較・検討する。

教育サービスの国際化プロセスと、インターネットの普及によるリモート教育は相互に関係しながら発展してきた。2019年末に中国で発生したコロナ感染症の世界的拡大は、リモート教育の強制的普及につながった。これにより、高等教育がどのような次元を迎えるかについては、本稿の考察の上で別稿で検討する。

1. サービス貿易としての高等教育

(1) WTO の概要

最初に WTO の概要を示しておこう。WTO は、関税及び貿易に関する一般協定（GATT：General Agreement on Tariffs and Trade）に代わって、世界貿易の自由化と秩序維持の強化を目ざし、各国が自由にモノ・サービスなどの貿易ができるようにするためのマルチルールを決め、貿易障壁を削減・撤廃するため、加盟国間で貿易交渉を行うための国際機関として、1995年に設立された。それは、サービス貿易の増大、知的所有権の保護要求の拡大といった世界貿易における変化に対応するために1986年に開催されたウルグアイ・ラウンド交渉の成果でもあった。⁶⁾

WTO は、それまでのさまざまな貿易問題を広範囲にカバーする意欲的な国際機関として成立された。WTO では、通商摩擦が政治問題化することを防ぐため、ルールに基づいた解決を目指す紛争解決手続のシステムが設けられているほか、鉱工業製品や農産物といった貿易に関するルールがつくられ、通信・金融・教育などのサービス貿易の取り扱いについても協定がつくられ、そして貿易に関する知的所有権（知的財産権）などもとりあつかえる対象とされている。⁷⁾

WTO 加盟国は、155のサービス分野、4つのモードそれぞれにつき、自由化の約束をした内容に応じて守るべき義務を負っており、自由化を行う分野のみを記載する方式（＝ポジティブリスト方式）で自由化約束表を作ることとなっている。

サービス貿易に関する一般協定（General Agreement on Trade in Services）（略称GATS）は、サービス貿易の障壁となる規制を対象とした初めての多国間協定であり、サービス貿易の自由化を実現する上で、重要な原則（最恵国待遇の義務、市場アクセスの義務、内国民待遇の義務等）を規律している。⁸⁾

貿易に関連する法律、規則等は、法律、規則等が公開されていないことも障壁となるため、GATSは、サービスに関連する法律、規則等の公表を一般的義務としている。これにより、手続の不透明性による障壁を除去できるとともに、その内容についての交渉を行うことも容易になる。

ただし、WTOの意思決定にはすべての加盟国・地域164（2020年1月現在）の合意を原則とするため、WTO成立以降、その改革交渉は困難な状態にあり、さまざまな交渉は膠着状態に陥っている。一方で、加盟国の自由化に関する約束表が明示されたことから、進展しないWTOによらず、特定の国・地域間だけで自由化を進めることが可能なFTA（Free Trade Agreement：2ヶ国以上の国・地域が関税、輸入割当など貿易制限的な措置を一定の期間内に撤廃・削減する協定）を各国が競って締結しているのが現状である。

国際的な高等教育は、サービス貿易の範疇に属するから、本稿のテーマである高等教育とWTOにおけるサービス貿易の取り扱いとの関係を次に説明しておく。

（2）サービス貿易の自由化

WTO設立以降、高等教育は、サービス貿易に関するルールができたことにより、国際化競争が開始される。すなわち、一般的な財、製品の国際競争と同様に、高等教育サービスの国際競争が生じたのである。

WTOにおけるサービス貿易のとりあつかいは、表1のように4つのモードがある。

また、日本は「サービス貿易における高等教育の自由化方針」について、2005年6月に回答の改定版を以下の表2のような内容で提出している。なお、現在各国の現行約束よりも一層の自由化を目指して交渉が進められている。（2003年3月に提出のものと基本的には変わっていないが、第3モードの回答を補完している。）

（3）高等教育の国際化における教育の質的保障

国境を越えた高等教育の提供は、多様な機会の提供や、競争を通じた質の向上につながるメリットがある反面、適切に管理されなければ高等教育の質の低下をはじめ、様々な弊害を起こす可能性がある。この問題に対処するため、ユネスコとOECDは共同で国際的なガイドラインとして「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」を作成

表1 サービス貿易の4つのモード

モード	内容及び高等教育の国際化におけるサービス事例
第1モード (越境取引)	ある加盟国の領域から他の加盟国の領域へのサービス提供 → e-learning 等遠隔教育
第2モード (国外消費)	ある加盟国の領域における他の加盟国のサービス消費者へのサービス提供 → 海外での留学
第3モード (商業拠点)	ある加盟国のサービス提供者による、他の加盟国の領域における商業拠点を通じたサービスの提供 → 海外での分校の設立、サテライトキャンパス
第4モード (人の移動)	ある加盟国のサービス提供者による、他の加盟国の領域における自然人を通じてのサービス提供 → 教育者や研究者の派遣

(出所) 奥和義 [2012]、241ページ、および、大森不二雄 [2012]、14ページより作成。

表2 日本のサービス貿易における高等教育の自由化方針について

モード	約束内容
第1モード (eラーニングなど遠隔教育)	約束しない (どのような自由化も約束しない)
第2モード (留学)	制限しない。自由化を約束する
第3モード (外国大学分校等)	「学校教育機関は、学校法人が設置しなければならないことを除く」ほか、制限しない
第4モード	「各分野に共通の約束における記載を除く」ほか約束しない

(出所) 大森不二雄 [2012]、17～18ページ、を参考に作成。

し、2005年10月にユネスコ総会で、2005年11月に OECD 理事会で承認されている。⁹⁾

また日本では、文部科学省によって次のようなガイドラインが示されている。¹⁰⁾

①目的

本ガイドラインは、グローバル化の進展に伴う海外分校の設置やeラーニングといった新たな形態を含む国境を越えた高等教育の提供の進展に対応し、国境を越えて提供される高等教育の質保証に関する国際的な枠組みの提供を目的としている。この枠組みを通じて質の高い高等教育が国境を越えて展開されることを促し、高等教育の国際化の恩恵を最大限に高める一方で、質の低い教育や不当な提供者から学生等の関係者を保護することを意図している。

②内容

「政府」「高等教育機関・提供者」「学生団体」「質保証・適格認定機関」「学位・学修認証機関」「職能団体」の6者が、取り組むべき事項を指針として提唱している。その内容は大きく4つに分けられている（括弧内は提唱がなされている関係者である）。

1. 高等教育の受入国・提供国の協力等による国境を越えた高等教育の質保証体制の整備（政府、高等教育機関・提供者、学生団体、質保証・適格認定機関）
2. 学位等や職業資格の認証の過程の円滑化及び公正さの確保（政府、高等教育機関・提

供者、学位・学修認証機関、職能団体)

3. 国内外での関係者同士あるいは関係者間のネットワーク構築、協力・連携の強化（全関係者）
4. 国境を越えて提供される高等教育の質等に関する正確でわかりやすい情報提供等（全関係者）

この他、適当と考えられる場合には、ユネスコ・欧州評議会の「国境を越えた教育提供におけるグッド・プラクティス規約」や「海外の学位等の評価の基準及び手続きに関する提言」などの関連文書を活用することも提唱されている。ただし、このガイドラインには法的拘束力はない。

このガイドラインを策定するプロジェクトにおいて、日本は主導的立場をとってきた国の一つである。具体的な方策として、教育の質が認定された高等教育機関の国際的なデータベースとそれへの窓口となるポータルサイトの構築が進められている。

さらに、高等教育の質保証のために、「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」（通称：東京規約）もユネスコで作成されている。¹¹⁾

この規約は、締約国間において高等教育の資格を相互に承認し、または評定するための原則、基準及び権利義務関係を定めるとともに、高等教育機関等に関する情報の共有等について規定するものである。これにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善することを目的としている。2011年11月に東京で開催された国際会議において、26か国の正参加国の全会一致で採択され、オーストラリア、ニュージーランド、中国に次いで、2017年12月に日本と韓国が締結し、2018年2月1日に発効した。

本規約内では外国の資格を評定する際には、得られた知識や技能に焦点を合わせて審査することが求められる（第3.1条）。これまでの資格の評定場面では、修業年限や履修した科目といったインプットが重視されがちであったが、本規約では明確にアウトプット（知識や技能）を重視する姿勢を示している。また、成果中心の審査による資格の付与は世界的に見られる傾向で、例えば米国では取得単位ではなく学生が身につけた能力をもとに資格を与えるコンピテンスベース教育が注目されている。¹²⁾

（4）サービス貿易としての高等教育の変化

高等教育がサービス貿易の対象となった当初は、高等教育の国際化に対するリスク対策や質保証などの点で制約が大きかった。しかし、その後のグローバリゼーションの一層の進展やIoTのめざましい発展にともない、国際的な高等教育をサービス貿易における商品として求めるニーズのほうがるかに高まっていった。言い換えると、政府がその商品の価値を

判断し、保証するのではなく、商品を選ぶ顧客自身の中身の価値を見出し、自由にその商品にアクセスできる環境が整い始めているといえよう。

このように、「商品を選ぶ顧客自身（大学生）」が、高等教育の中身に価値を見出すようになったのは、世界の大学生人口の急増が大きな原因でもある。財・サービスの需要者が増加すれば、財・サービスへの高品質要求が高まるのは自然の理であろう。世界の大学生人口は、2009年に1億7000万人であったのが、年率5%の割合で増加し、2020年には2億9000万近くになると予想されている。発展途上国での大学生急増（中国3700万人、インド2800万人、ブラジル900万人、インドネシア800万人など）が、その主要因である。

このような世界の大学生人口の急増は、大学生の国際的移動（教育サービスの輸出入）をもたらす。2009年に年間350万人であったのが、2020年には600万人近くになるという。とくに、EUでは、地域内の大学をいくつかめぐって複数の大学で単位を履修し、卒業することが強く推奨されている。このことは、大学教育が、どこにいても同水準であり、標準化されていなければならないということであり、大学教育が標準化（グローバル・スタンダード）に向かうということである。¹³⁾

ただし、鈴木典比古 [2018b] では、教育サービスの国際化のステージを物的財の国際化の段階になぞらえて以下のように表現している。

まず教育サービスの国際間移動（学生の移動）では、①教育サービスの国内生産、②教育サービスの輸入段階（海外留学）、③教育サービスの輸出段階（留学生受け入れ）、④教育サービスの世界同時生産段階（オンライン授業、MOOCs）の4段階がある（オンライン教育は、コロナ感染症拡大の前段で、3000万人になるという）。

次に、大学は、①国内のみで活動段階、②自国の大学教員を海外の大学へ派遣し授業を行わせる、③大学の分校を海外につくる、④オンラインで世界に同時に教育の配信を行う（教員は海外に移動する必要がない）という4段階がある。

学生も大学も、第4段階に達すれば、物理的意味での国際移動は停止し、教育サービスのみが移動する。

最後に、教育サービスの質を保証する役目をになう認証機関は、①教育サービス質保証機関の国内活動の段階、②教育サービス保証機関の相互認証活動、③教育サービス保証機関の地域別認証団体への参加段階、④各国教育サービス保証機関の世界統一認証機構への参加という段階をへる。

国際経済学者としての鈴木典比古教授はこのような理論モデルを考えているが（もちろん現実への適応は抑制的であるが）、教育サービスの国際化を考える場合に、一つの明確な尺度を提供していると言えるだろう。

さらに鈴木教授は、科目が標準化され、世界同一になるものとそうにならないものも指摘している。前者は、数学、物理、化学、生物などの自然科学分野であり、後者は、歴史、文化、社会、政治などの人文学、社会科学の分野である。¹⁴⁾

2. WTO 発足後における各国の高等教育サービス輸出政策

WTO 発足後に、世界各国がどのように高等教育政策を展開してきたかを次に確認しておこう。世界各国は、WTO 発足後に、高等教育を輸出財・サービスとして売り出すために、「品質保証」制度や学生サービスの内容、付加価値のつけ方をさまざまに工夫してきており、多種多様なバリエーションが生み出されてきている。

またそれらの情報交換の場として、世界規模での高等教育関連のネットワーキングイベントも数多く催されている。代表的なものに、NAFSA (National Association for Foreign Student Affairs)、EAIE (European Association for International Education)、APAIE (Asia-Pacific Association for International Education) などの3つのカンファレンスなどがある。

世界各国は、高等教育サービス輸出を目指して、さまざまな取り組みを行っているが、その事例を以下で紹介しておこう。

(1) 英国政府の取り組み— Education UK ブランドの確立

2000年にスタートした「Education UK」ブランドは、当時の首相であるトニー・ブレアのもと、政府主導で留学生支援政策「Prime Minister's Initiative」(以下 PMI と略する)に取り組み、国が積極的に留学生獲得に関与することとなった。公的機関である「British Council」、高等教育機関、そしてその他の関連機関が一丸となって国際競争力を高めていったのである。¹⁵⁾

さらに、英国の大学のブランド強化に大きく貢献してきたのが、いわゆる世界大学ランキングである。*Times Higher Education* 誌がクアクアレリ・シモンズ (QS) 社と共同で世界大学ランキングの発表を始めたのは、PMI 政策下の2004年である。世界的な留学市場の拡大とともに大学選定の指針となるべきものの需要が高まることを予測し、英国の大学が優位になるランキングを作り出すことによって市場をリードするという戦略をたて、同時に Education UK のコミュニケーションとマーケティング活動は以下のキャンペーン・テーマに焦点をあてながらブランドを確立してきた。それぞれのテーマは Education UK ブランドと整合性があり、また学生たちの意思決定に影響を及ぼす大切なものとされる。キャンペーン内容は次の通りである。¹⁶⁾

①雇用の可能性（employability）：雇用者が英国で得た教育と資格を有するとみなす価値、またこれにより学生にもたらされる就業機会。

②イノベーション（innovation）：指導と学習に対する独創的なアプローチ、新しい考えを開発し採用する意欲、卓越した研究に向けての熱心な取り組み。

③言語（language）：世界的に「教育」のマーケットが拡大する中で、現在も多くの学生が英国を英語の本場として、また英語の学習・向上の場として重視している。

④価値（value）—品質・投資に対するメリットを明確化、キャリア UP へつながること、カルチャー、さらに人格形成へとつながる経験の場を提供することなど、英国の「教育」が持つ立体的な価値の醸成。

このようなブランド戦略の徹底と、100か国以上に拠点を設ける「British Council」という公的機関による広報戦略により、2017年に英国は受入留学生数においてアメリカに次ぐ世界第2位の地位を獲得している。

英国では、高等教育のブランディング戦略に国家予算を投じ、国と大学が一体となって取り組んできた一方で、近年のブレグジットへの動き、および移民への反発に対するビザ規制強化が、そうしたブランディング戦略への大きな阻害要件となっている。ただし、ブレグジット後に、EU 圏外の国が教育と研究の両面で英国と連携するチャンスが増加する可能性が大きく、日本にとっては連携のチャンスが再浮上したとも考えられる。

（2）EU の Erasmus および Erasmus + プログラム

Erasmus 計画は、1987年より EU 域内における学生および教職員の流動性と大学間協力の推進を目指してきた。具体的には、欧州単位認定制度（ECTS）に基づいて、外国で修得した単位を認定することと、外国留学の財政的支援を行うものである。Erasmus（以下エラスムス）の後継プログラムである Erasmus +（以下エラスムス・プラス）は2014年に開始され、7年間（2014年～2020年）で、200万人の学生と30万人の高等教育機関職員を含む400万人に外国経験の機会を提供するものである。¹⁷⁾

具体的な目標は以下のとおりである。

- ①2020年までに早期学校中退率を10%以下、高等教育履修率40%以上を含む「欧州2020戦略」（Europe 2020 strategy）の達成
- ②生涯教育や、教育・訓練の質向上を目的とした、欧州教育・訓練協力戦略枠組み（Strategic Framework for European Cooperation in education and training, ET2020）の達成
- ③パートナー国との高等教育における持続的発展
- ④EU 青少年政策2010-2018（The renewed framework for EU cooperation in the youth

field) の達成

- ⑤スポーツの振興
- ⑥欧州連合条約第二項に基づいた欧州の価値促進

また、2018年5月30日には、欧州委員会は次期エラスムスプログラムの提案を採択し、2021年～2027年の期間で予算を300億ユーロに倍増することを決定した。エラスムス・プログラムの成功を基礎に、次期プログラムは、現行プログラムの数値目標とした400万人と比較して、3倍にあたる1200万人に学習とモビリティの機会を提供するとしている。

「革命ではなく進化」に重点を置いていることは、「エラスムス」プログラムが引き続き学校、職業教育と訓練、高等教育と成人学習および若者とスポーツを、より合理的な方法でカバーすることを意味する。中間評価とプログラム関係者との協議に基づいて、次期プログラムは大幅に強化、拡張され、より包括的になることを目指している。気候変動、ロボティクスなど将来を見据えた知識分野でのEUの知識と意識を促進する活動について、今まで恩恵を受けにくかった人々にも、より良いアウトリーチとインクルージョンの機会をさらに促進していき、プログラムの国際的な側面も強化され、人、スキル、知識への投資は、グローバルな課題への対応、社会的公正の維持、ヨーロッパの競争力の促進に役立つものとされている。¹⁸⁾

(3) ニュージーランド政府の取り組み

ニュージーランドでは、政府機関が教育制度のあらゆる領域で品質を維持するためのシステムを構築しており、その教育の品質を認定および保証している政府機関は、表3のとおりである。¹⁹⁾

表3 ニュージーランドにおいて教育の品質認定・保証している政府機関

政府機関	役割
教育省	小中高校の教育目標を設定しカリキュラムを開発
政府教育評価局 (ERO)	小中高校における教育と生徒向けのサポートの品質をチェック
ニュージーランド資格庁 (NZQA)	中学・高校および工科大学・ポリテクニク、語学学校など、高校以降の教育を提供している総合大学以外の教育機関が提供する資格が、国内および海外で信頼されるよう品質を管理
ユニバーシティーズ・ニュージーランド	ニュージーランドの8大学がすべて質の高い教育と資格を提供するよう審査・保証
アオテアロア・ニュージーランド教育審議会	小中高校教員の水準を維持することを目的とした教員の団体

(出所) ニュージーランド教育省のHP中の「教育の質と水準」より作成。

ニュージーランドでは、高等教育サービスを国際化するための戦略として、以下のような

施策を実行している。

①政府教育評価局（ERO：Education Review Office）による評価

学校教育の品質保証を監督する機関で、小・中学・高等学校のカリキュラム、幼児教育施設の保育プログラムの調査、在宅教育の内容、全国評価などを実施し、各学校や幼児教育施設などの調査結果をまとめ、一般公開している。

②ニュージーランド資格庁（NZQA：New Zealand Qualifications Authority）による品質管理

資格の種類・規定の定期的な見直しをはじめ、全国共通試験（NCEA）の実施、工科大学・ポリテクニクや語学学校など、高校以降の教育を提供する総合大学以外の公立・私立の教育機関の品質保証を行っている。また、NZQF（New Zealand Qualifications Framework = ニュージーランド資格フレームワーク）というシステムを設置して、高校、総合大学、工科大学・ポリテクニクなどで取得した単位や学位、資格が全国的に互換・認定されるシステムが確立している。

③ユニバーシティーズ・ニュージーランド（Universities New Zealand）による保証

ユニバーシティーズ・ニュージーランドの大学教育プログラム委員会（CUAP）とアカデミック・クオリティ・エージェンシー（AQA）が大学資格の質を調査して保証している。CUAPは、大学のコースの認定、履修した単位を他大学でも認める互換制度の促進を行っている。また、学校間のバランスのとれたカリキュラムの開発や教育発展のためのアドバイスなども行う。一方、AQAはニュージーランド内外の専門家を集め、大学教育の品質監査を実施している。

④ニュージーランド留学の最たる独自性およびブランディングの一環として、留学生が安心して留学できるよう留学生の生活保障に関するサービス規定を設置し、ホームステイの選定基準も設け、安心して留学できる国として広報・宣伝活動を行っている。

表4 留学生の生活保障に関するサービス規程

①十分な情報を得て決断ができるよう、わかりやすく正確な情報を提供する
②返金の条件や登録の取り消しを含む法的義務や権利に関する情報を明確に伝える
③生徒が安心して学習に取り組める環境を整える
④代理業者が信頼できる情報やアドバイスを提供しているか監視する
⑤生徒の期待や英語力、学力に適した教育を提供する
⑥可能な限り生徒が安全で適切な滞在施設で生活できるよう保証する
⑦返金や苦情への対応に関して適切な方針と手順がある

（出所）ニュージーランド移民局 HP 中の「留学生の生活保障に関するサービス規程」より抜粋。

⑤留学中・卒業後の就労を可能にする

海外の大学の学費が高騰し続けるなか、ニュージーランドの留学生獲得の大きな戦略の一つとして、ニュージーランドの教育機関にフルタイムの学生として在籍し、学生ビザを持っている留学生は、学期中は最大20時間（週）、休暇中は制限なく働くことが許可されている（ただし、就労には一部就学期間や語学力の条件がある）。

ニュージーランドで一定のコースを修了した留学生は、最大4年間ニュージーランド国内で働くことが可能である。また、その後も一時的な就労ビザや永住権を申請することも可能である。卒業後の就労を希望する場合には、表5のようなステップで新たなビザを取得する必要がある。

留学を希望する学生の志望理由書には、将来海外で働きたいという希望が記載されていることが多く、キャリア形成までを視野にしている留学生にとっては、非常に魅力的な就労ビザ取得のシステムが構築されているのである。²⁰⁾

表5 新たなビザ取得のステップ

ポスト・スタディ・ワーク・ビザ（オープン）
このビザを取得すれば、卒業後に最大12か月滞在しながら、専攻した分野に関連した仕事を探すことが可能。また、就職活動中、一時的な契約での就労も可能。
ポスト・スタディ・ワーク・ビザ（雇用主のサポート有）
専攻分野に関連した仕事が見つかった場合、さらに2年間滞在し、特定の雇用主の下で働くことが可能なビザ。在学中に就職先が決定している場合は、卒業後すぐにこのビザの申請ができる。

（出所）ニュージーランド移民局のHPより作成。

（4）オーストラリア政府の取り組み

オーストラリアでは、商務部が国際教育を管轄しており、同国の輸出産業のうち、資源、農作物につぐ位置づけとして教育サービスの輸出を促進している。そのために、消費者保護の観点において、教育サービスの質保証を制度化している。²¹⁾

①「留学生のための教育サービス（ESOS：Education Services for Overseas Students）法」

これは、オーストラリアで勉強している留学生の権利を保護するものであり、コース、料金、勉強の形式などに関する現在の正確な情報を教育機関やその代理業者から入学前に受け取る権利である。本人が18歳未満である場合は、安全を確保するために宿泊施設、サポート、福利厚生に関する準備ができていない場合に限りビザが発給される。

また、提供される予定のサービス、（学費と学費以外の）支払うべき料金、および学費の払戻しについての情報を規定した契約書に、費用を支払う前または支払い時に署名を行う権利がある。

②「留学生のための学費保護サービス（TPS：Tuition Protection Service）」

教育機関がコースを実施することができない場合に有効となる、留学生のための転校および返金サービスがある。

③「オーストラリアの政府認定制度（CRICOS：Commonwealth Register of Institutions and Courses for Overseas Students）法」

留学生の受け入れを行う教育機関には、オーストラリア政府に政府認定校として認められることが義務付けられている。この認定を受けた教育機関のみが、学生ビザに必要となる入学許可証の発行の権利が与えられる。この認定にあたっては、教育・授業内容、運営・経営状況など細かくチェックされる厳しい審査条件が設けられている。

④教育機関の負うべき責務

- ・オーストラリアでの学習と生活への適応を支援する、オリエンテーションとサポートサービスの利用の確保。
- ・留学生担当官の連絡先を明示。
- ・コースの取得単位の申請ができるかどうか、および申請する方法についての周知。
- ・在籍が延期、保留、取り消しになるかどうか、およびその時期の明示。
- ・履修コースにおいて教育機関が十分な成績とみなす条件と、あまり進歩が見られない場合に利用できるサポートの種類のアドバイス。
- ・コースで出席率がチェックされるかどうか、およびその時期。
- ・苦情と抗議の手続き。

⑤卒業後のビザの取り扱いについて

オーストラリアの大学を卒業すると、1.5年から2年間の就労可能なビザが取得できる。このビザを取得後、現地の企業で働き、長期就労ビザや永住ビザを得る留学生もいる。

このほかにも、学生にとって留学する際の大きなメリットとして、学生ビザであっても週20時間までの就労が可能であり、さらに最低賃金も日本に比べてかなり高く、最低賃金は24.36オーストラリアドル（2019年8月）で、日本円換算すると約1,827円（1オーストラリアドル75円で換算）になるが、物価も同じように高い点は否めない。そのほかには、チップも不要であり、銃社会でもない点など、格好のアピールポイントになっている。

(5) フィリピン政府の取り組み

フィリピンの教育サービス輸出の特質は、「マンツーマン・レッスン」という明確なセールス・ポイントがあることである。フィリピンの人件費の安さを背景にしてこれが実現されており、とくにスピーキングが苦手な日本人にとっては、「マンツーマン・レッスンによる

英語集中研修」を欧米各国におけるそれと比べて約半分の金額で受けられることから、以前から日本で人気があった。英語を必ずしも母語としていないフィリピンであるが、その不利を十二分に超える費用面でのメリットと、「マンツーマン・レッスン」に関するノウハウの蓄積に対して、受講満足度は高い。

教育サービス輸出に関するプロモーションは、政府観光庁が推進しているが、教育の質保証については政府教育庁が認定証を発行して担保している。²²⁾

①フィリピン労働雇用技術教育技能教育庁(Technical Education and Skills Development authority: TESDA)による『フィリピン教育庁正式認定校』制度

学校がTESDAから認定を受けるには、カリキュラム・講師の指導技術・学校設立に関する法的書類・経営・財政・税金面・安全面などで、一定の水準を満たしている必要がある。TESDAからの許認可は、フィリピンで学校を運用するために必須である。語学学校選びにおいて、信頼できる学校かを判断するための一つの指標となっている。

また、フィリピン留学では、渡航前のビザの手続きが不要なのがメリットの一つであり、現地にて留学ビザ取得の手続きを行う。そのため、教育庁が認定している機関のみがこの留学ビザの発行ができるようコントロールしている。

②フィリピン入国管理局による『(SSP)認定校』

SSPとは、Special Study Permit(特別就学許可証)の略称で、観光ビザで滞在する外国人がフィリピンで就学するために必要となる許可証をさしている。フィリピンで留学をして勉強するためには「SSP(留学ビザ)」が必要であり、通常、入国時には「観光ビザ」として入国し、その後学校にて「SSP」という許可証発行の手続きを行う。フィリピン入国管理局より正式に学生ビザの発行を許可されている学校が、入国管理局(SSP)認定校となり、安心できる留学先校となる。

このように、教育サービスの国際化について、もっとも先行した事例としての英国、加盟国全体としての国力増強を実現しようとしているEU、アジア地域に軸心をおいて輸出産業化をはかっているオーストラリア、ニュージーランド、そして発展途上国であり重要な外貨獲得産業として位置づけているフィリピンなどを取り上げた。

それぞれの国・地域は、存在している文化・社会を前提に、教育サービスを輸出産業戦略の一つとして位置づけ、展開している。

第1節で教育サービスの発展段階に言及した際に、学生も大学も、第4段階に達すれば(オンライン授業の国際的普及段階)、物理的意味での国際移動は停止し、教育サービスのみが移動するとした。また、教育サービスの質を保証する役目をなう認証機関については、発展段階として、国による差が大きく、日本では、「教育サービス質保証機関の国内活動の

段階」にとどまっていると言わざるをえない。WTO 設立によって、サービス貿易に関するルールが設定されたが、個別のルールについては、未調整の部分が大きいのである。WTO 自体も、先進国同士、先進校と発展途上国との間における対立によって、21世紀に入ってからは新しい分野における貿易交渉が進んでいない。

むすび

本稿を終えるにあたって、オンライン授業の可能性について言及しておこう。これが普及することが、教育サービスの新しい次元を切り開くことになると思われていたが、2019年末に中国で発生したコロナ感染症の拡大が、「強制リモート時代」をもたらした。これによって、下記のことが加速する可能性が高まったと考えられる。

2020年から5Gによる通信がスタートすることにより、学びのスタイルが一変する可能性がすでに示唆されていた。変化が急速で未来予測が困難な社会において、大学における高等教育だけでは、その変化に対応することは不可能であり、変化に常時対応するため、つねに新しい技術や知識の習得が必要とされている。今までの日本の社会システムでは、終身雇用という雇用形態を前提として、入社後にそれぞれの組織が構成員に対して必要なスキルを研修してきた。しかし、AI技術による業務の自動化の促進や、「Linked-in」といったビジネス特化型ソーシャル・ネットワークキング・サービスの普及により転職の機会も増えるなか、日本型の採用方式ではなく、欧米風の「ジョブ・ディスクリプション型」の採用が増加する可能性が高い。そのようなジョブ・ディスクリプションに記載された職務を果たすために必要な能力やスキルを身につけるためには、どのようにすればよいのであろうか。

これまで社会人が選択してきたのは、社会人大学院や資格取得のためのセカンドスクール、通信講座などであった。しかし近年は、情報通信技術の発達により、最先端の教育や技術を提供する、海外の大学も含めたオンラインでのショートコースを学習する社会人が増加している。

さまざまなコンテンツを無料で配信している「MOOCs (Massive open online courses)」の日本版の「JMOCs」では、2019年11月現在で累計340講座、100万人以上が学習している。この教育サービスの特徴は、オンラインで公開された無料の講座を受講し、修了条件を満たすと修了証 (Certificate) が取得できることにある。有料のコンテンツとしては、「オックスフォード大学」や「ケンブリッジ大学」、「マサチューセッツ工科大学」など有名大学提供のオンラインショートコースの案内が、毎日のように「Instagram」「Facebook」において配信されている。そのタイトルは、「Artificial Intelligence」「Data Analysis」「Innovation」

「Business Sustainability Management」など、キャリアアップを目指す社会人が受講したくなるタイトルが目白押しである。²³⁾

時間的制約も場所的制約もないオンラインコースと社会人のニーズは合致している。オンラインコースで得た「Certificate」は、自分のキャリア形成に役立つだけでなく、今後増える可能性の高い「ジョブ型採用」にも対応可能である。

日本の大学が、社会人大学院という形式で国内外の名門校のオンラインコースと対抗するためには、知識提供のみではなく、ミートアップの場として、いわゆる人的交流のプラットフォームとしての付加価値をつけることに重点をおく必要があると考えられる。

社会人大学院は、少人数でのディスカッション、ワークショップ型のアクティブラーニングの手法を取り入れ、「e-learning」でインプットした知識を、アウトプットする場として活用することが、ニーズに合わせた具体的な展開であろう。オンライン型の高等教育が今後進むという、新しい教育のあり方をイメージし、それを提供する側として、必要な人材の育成について戦略的に取り組むことが今後の大学には求められる役割であると考えられる。²⁴⁾

一つ懸念されるのは、大学教育が、「企業が求める人材」を意識しすぎ、目先のニーズに合わせた教育を優先してしまうことで、汎用性の低い人材を育ててしまう危険性が生まれることである。目的や成果に縛られた教育や研究は、すぐに役に立たなくなる可能性を十分認識し、人生100年時代を生き抜くためのあらゆる可能性の素地となる教養や越境力を身につける教育をデザインすることも大学の大きな役割として取り組むべきであろう。

ここで注意しておかなければならないのは、次のような欧州評議会が提唱している「異文化能力」という考え方である。異文化能力の構成要素のなかで次の二つは重要である。

「異文化への態度：好奇心と開放性。他文化への不信と自文化についての信頼をいったん保留できること。

文化への批判的認識：明確な基準に基づいて、自文化や他文化のものの見方や習慣、産物などを批判的に評価できる能力。

その上で注意を喚起するならば、コミュニケーションは他者との関係性にもとづく相互行為であり、言語の社会性と自己に深く関わるものである。だからこそ、異文化理解ということは容易になされるわけもなく、……（中略）……

私たちは、境界を教えることはできるが、橋を教えることはできない。²⁵⁾

学生は本来、自己の文化を知り、他者の文化を受容して、自ら成長していくものであろう。それを助けるさまざまな仕組みの一つが海外留学、海外でのさまざまな文化体験という

ことになるであろう。現在、多様な情報通信技術の発展が、それを支援するツールとして準備されている。このような仕組みをもっとも深く考えているのがEUであり、EUの教育政策には日本も学ぶところが多いと考えられる。²⁶⁾

(注)

- 1) 研恒社政策情報資料センター編 [2010] 308～319ページ。
- 2) 野村総合研究所 [2015] 「2015年12月2日ニュースリリース『日本の労働人口の49%が人工知能やロボット等で代替可能に』」。

また、STEAM教育とは、アメリカのオバマ政権時代にArtsがないSTEM教育として2011年の一般教書に盛り込まれ、それが進化したものである。アメリカは、STEM / STEAM教育を国家戦略として位置づけ、教育現場でEdTech振興をうちだしてきている。その内容と日本への提言は、経済産業省、「未来の教室」とEdTech研究会 [2018]、を参照。

ただし、STEM教育を盲目的に推進することについては、アメリカ国内においても批判がある。2014年、マイケル・S・テイテルバウムは、*The Atlantic* 誌に寄稿した論文、“The Myth of the Science and Engineering Shortage”において、大卒以上の学歴を必要とする理工系の職種で労働力不足が深刻だという主張は、第2次世界大戦後に何度か繰り返されてきたが一過性のブームに終わってきた、また今後も必要であるという証拠は存在していない、さらに多くの研究が示すところによれば、大多数の理工系の職種において実質賃金は横ばいか漸進にとどまっており、同程度に専門的な他職種と比べて特に失業率が低いわけでもない、といったことを主張している。そして、アメリカ国民よりは移民が理工系の職種で仕事をえているとも論じている。この説には、フォロワーも多く、STEM教育を盲信することについては批判も存在している。

- 3) 新井紀子 [2018]、による。

ただし、OECD（経済協力開発機構）の「国際成人力調査（Programme for the International Assessment of Adult Competencies : PIAAC）」によれば（日本では2011年8月～2012年2月に調査が実施）、読解力、数的思考力、ITを活用した問題解決能力の3分野のスキルの習熟度で、日本は、どの世代においても前の2項目では世界トップである。3つめの位置づけは、やや難しくなる。つまり、ITを活用した問題解決能力については、パソコンを使用したコンピュータ調査でのみ測定され、紙での調査を受けた者については測定されないため、PIAACでは、コンピュータ調査を受けなかった者も母数に含めたレベル2・3の者の割合で、各国のITを活用した問題解決能力の状況を分析している。日本は、コンピュータ調査ではなく紙での調査を受けた者の割合が36.8%とOECD平均の24.4%を大きく上回っていることから、コンピュータ調査を受けなかった者も母数に含めたレベル2・3の者の割合で見ると、OECD平均並みに位置する。一方、コンピュータ調査を受けた者の平均点で分析すると、日本は、平均点は294点で、OECD平均283点を大きく上回り、参加国中第1位となる。さらに、レベル3の者の割合が参加国中最も多く、レベル1未満の者の割合が参加国中最も少ない。

PIAACは、16歳から65歳の成人を対象として、社会生活において成人に求められる能力のうち、読解力、数的思考力、ITを活用した問題解決能力の3分野のスキルの習熟度を測定するというもので、スキルと年齢、学歴、所得等との関連を調査している。これは、OECDが実施する国際調査であり、今回が初めての実施となり、世界24か国・地域において、約15万7千人を対象に実施した。

ここでいう「読解力」(Literacy)とは、社会に参加し、自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発展させるために、書かれたテキストを理解し、評価し、利用し、これに取り組む能力のことであ

り、たとえば、ホテルなどにある電話のかけ方の説明を読んで、指定された相手に電話をする、図書館の蔵書検索システムを使って、指定された条件に合う本を選ぶといったことにあたる。

また、「数的思考力」(Numeracy)とは、成人の生活において、さまざまな状況の下での数学的な必要性に関わり、対処していくために数学的な情報や概念にアクセスし、利用し、解釈し、伝達する能力のことであり、食品の成分表示を見て、その食品の一日の許容摂取量を答える、商品の生産量に関する表を見て、グラフを作成するといったことである。

さらに、「ITを活用した問題解決能力」(Problem solving in technology-rich environments)とは、情報を獲得・評価し、他者とコミュニケーションをし、実際のタスクを遂行するために、デジタル技術、コミュニケーションツール及びネットワークを活用する能力のことであり、指定された条件を満たす商品をインターネットで購入したり、表計算ソフトで作成された名簿を用いて、条件を満たす人のリストを作成した上で、そのリストをメールで送信するといったことである。

いささか長くなったが、文部科学省およびOECDの膨大なデータを示しているHPからの要約である。文部科学省が、HPで結果を広くアナウンスしたことは、日本人の潜在能力の高さが国際比較を行った場合、高いということアピールする目的であったと考えられる(以上は、文部科学省HPにある「国際成人力調査 概要」、および、国立教育政策研究所HPにある「国際成人力調査」の資料による)。

各レベルに使用されている問題を詳細に見直すと、日本人のおよそ3分の1は日本語がきっちり読めず、日本人の3分の1以上が小学校3～4年生程度の数的思考力しかなく、日本人の1割以下しかパソコンを使った仕事ができないし、65歳以下の日本の労働力人口のうち、3人に1人がそもそもパソコンを使えないことが示されている。これは、新井紀子[2018]で示されている、全国2万5000人の中高生の「基礎的読解力」を調査した結果、3人に1人がかんたんな問題文が読めないと指摘したことも整合的である。にもかかわらず、日本人のスキルは国際的に高いとされるデータ結果でもある。

- 4) SDGsについては、バウンド著、佐藤寛・功能聡子監修[2019]や笹谷秀光[2019]がもっともわかりやすい。また、Society5.0については、https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/society5_0.pdf (2020年7月25日閲覧)を参照。
- 5) 既存研究については、エレン・ヘイゼルコーン(永田雅啓、アクセル・カーペンシュタイン訳)[2018]の文献リストが、海外の文献についてももっとも広範にかつバランスよく集めていて参考になる。また近年の傾向として、OECD教育研究革新センター、世界銀行編(斎藤里美監訳)[2008]、をはじめとして、公益財団法人大学基準協会編[2018]、に示されているように、国際化する高等教育の質保証をどのように担保するかという論点に注意が集まっている。杉山知子[2009]、二宮皓[2004]、二宮皓/下村智子[2006]、などは、高等教育の自由化という視点からその問題点をとりあつかっている。
- 6) WTO成立の経緯とその特徴については、奥和義[2012]、235～244ページ、を参照。
- 7) WTOにおける紛争解決機関は、DSB(Dispute Settlement Body)と呼ばれ、紛争解決の手続きに関するルールは、DSU(Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes)であり、WTO協定附属議定書[Annex 2]が該当する。紛争解決の実態は、経済産業省『不正貿易報告書』各年版に、毎年の実例が解説されている。また、知的所有権については、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定と呼ばれ、TRIPS(Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)協定としてWTO協定の[Annex1C]に含まれている。
- 8) 奥和義[2012]、238～241ページ。
- 9) 鳥井康照[2005]、斎藤貴浩[2008]、などを参照。教育サービスは、公共的であるから、一般の財・サービスと同様に、市場メカニズムに単純にまかせられない。

- 10) 文部科学省 [2004]、に示されているような検討が行われ、現在、文部科学省 HP 内の「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン（概要）」でガイドラインが示されている。
- 11) 文部科学省 HP にある「ユネスコ「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」（通称：東京規約）」、および（独立行政法人）大学改革支援・学位授与機構 評価事業部国際課が運営する HP にある「高等教育質保証の海外動向発信サイト QA UPDATES」、を参照。

また、公益財団法人大学基準協会の発行している研究雑誌『大学評価研究』でも、2018年3月発行の第17号において、特集テーマとして「大学評価の国際的通用性」が生まれ、大学の質保証の国際的通用性の検討が行われており、高等教育の国際化とともに、それぞれの国が高等教育機関の質保証を課題としていることがわかる。

さらに、OECD 教育革新センター、世界銀行編（斎藤里美監訳）[2008]、「表3.3 国境を越えて提供される高等教育の質保証における機能と問題点」（同書、173ページ）においても、質保証の仕組みに関して予想される問題点もすでに詳細に指摘されてきた。
- 12) 教育におけるコンピテンシーとは、学生が持つ知識や技能といった見える能力だけでなく、思考力、意欲、感性といった見えない力も含む概念である。そして、学生の能力をコンピテンシーの取得によって判断するのがCBE（コンピテンシーベースの教育課程）であり、学生に一定のコンピテンシーが備わっていると判断した時点で学位を授与する教育機関が出てきている。学生にとってのCBEのメリットは、自分のペースで学習を進めることができるところにある。修業年限がないので、集中して学習すれば短期の学位取得が可能である一方、仕事や家庭と両立しながら学位取得を目指すことも今までより容易になるメリットも存在している。
- 13) 鈴木典比古 [2018a]、1 ページ。

また、グローバル・スタンダードの決まり方は、一般的に次の3つの決まり方をする。①国際的な公的機関による取り決め（メートルやキログラムなどの単位）、②コンソーシアムによる決定（業界内でコンソーシアムを形成することによって）、③デファクトスタンダード（de facto standard：事実上の標準）という場合である。教育サービスの標準化は、①ないし②によって進行しつつあるが、近年盛んになっている大学ランキングづけという、教育サービスの市場競争が、③の方向性を後押ししている。教育という公共サービスが、どの程度、市場競争に馴染むのかは、議論の分かれるところであろう。この点を考察しているのが、本文中にもあげた、エレン・ハイゼルコーン（永田雅啓、アクセル・カーペンシュタイン訳）[2018]、である。
- 14) 鈴木典比古 [2019]、1 ページ。
- 15) 以下の叙述にあたっては、奥村圭子 [2011]、および、荻谷剛彦 [2017]、を参照した。
- 16) このランキングについては、英米の有名大学に有利なような条件付けが行われているとして批判も多い反面、ランキングを利用して大学のブランド価値を上げようとする動きも見られる。エレン・ハイゼルコーン（永田雅啓、アクセル・カーペンシュタイン訳）[2018]、は、世界各国の大学の事例を検討しながら、ランキングの持つ意味と問題点をバランスよく解説しており示唆に富んでいる。世界の大学ランキングの特性比較については、同書、46～49ページ、において2014年時点の一覧表で11種類のランキングについて明示されている。日本でのランキングの扱いは、ベネッセコーポレーションが、THE と連携して、日本の大学ランキングを扱っている。その一例が、ベネッセコーポレーション [2019]『Between』（特集：教育・研究の両輪と世界大学ランキング）ベネッセ、2019年11・12月号、などであるが、そうしたランキングの利用は、「エレン・ハイゼルコーン（永田雅啓、アクセル・カーペンシュタイン訳）[2018]、に見られるような、「高等教育とは何か」「高等教育の再構築」という視点を抜きに利用してはならないであろう。
- 17) この項の叙述は、中沢有美 [2015]、を参照した。

- 18) EUの公式HPにある「次期エラスムス計画概要」による。
- 19) この項の叙述については、ニュージーランド教育省のHPを参照した。
- 20) ニュージーランド移民局HPを参照。
- 21) この項については、オーストラリア政府公式留学情報HPを参照した。
- 22) 本項の叙述は、フィリピン観光省の依頼により設立されたフィリピン留学普及協会のHPを参照した。
- 23) MOOCsのようなデジタル・メディアによる学習の広まりは、これまでの高等教育のあり方を大きく変化させる可能性がある。この点については、吉田文編集代表 [2013] に所収されている、土屋俊「デジタル・メディアによる大学の変容または死滅」の183～195ページ、に示されている、以下の指摘は重要であると考えられる。
- 土屋によれば、大学の社会的役割を理解するための枠組みとして、20世紀後半には常識となったとあってよい思考の枠組みが少なくとも二つあり、ひとつは、学生消費者主義であり、もうひとつは大学の「学位生産工場モデル」ないし「工場モデル」であった。
- 学生消費者主義とは高等教育を「商品」としてとらえる考え方であり、英語国において留学生受け入れを輸出品としてとらえる考え方である。これは、高等教育サービスは、公共財の創出と提供と考え公的支出を必要とする考えと対抗し、現在では優勢になっている。
- 「学位生産工場モデル」とは、中等教育修了者を原材料として大学が取りこみ、高度の知識、技能をつけた「製品」として高等教育修了者を「市場」に提供するという意味である。このモデルは、わかりやすいだけでなく、今日の大学制度を考える上で不可欠なモデルである。とくに、単位 (credit) は学習した時間 (自主的学習時間を含む) によって与えられる単位時間 (credit hour) 制度というものを考えると、時間数による給与の支払いという近代的工場システムと類似していることがわかる。
- こうした20世紀的な枠組みは、MOOCs 登場以前からも大学を死滅させる論理が内包されていたが、MOOCsの登場により、学位授与機関として大学の存在を不要にする論理を顕在化させ加速化させている。土屋は、さらに進んで、研究と高等教育を一体のものとして大学の機能であると考えるフンボルト理念も、MOOCsの時代にあっては、問題にすらならなくなると危機感を表明している。
- 24) 近未来におけるグローバリゼーションの一層の進展、通信技術の革新による学習方法の変化は、池上彰、落合陽一、などの書物でも紹介されている通りである。
- 25) 吉田文編集代表 [2013]、157～158ページ。
- 26) EUの言語教育政策については、大谷泰照編集代表 [2010]、を参照。

【引用・参考文献一覧】

(abc 順。書籍・雑誌・報告書 (web 公開を含む)、HP の順。)

- ・新井紀子 [2018] 『AI vs 教科書が読めない子供たち』東洋経済新報社。
- ・ベネッセコーポレーション [2019] 『Between』(特集: 教育・研究の両輪と世界大学ランキング) ベネッセ、2019年11・12月号。
- ・バウンド著、佐藤寛・功能聡子監修 [2019] 『SDGs 超入門』技術評論社。
- ・エレン・ヘイゼルコーン (永田雅啓、アクセル・カーペンシュタイン訳) [2018] 『グローバル・ランキングと高等教育の再構築—世界クラスの大学をめざす熾烈な競争—』学文社。
- ・ハンス・ロスリング／オーラ・ロスリング／アンナ・ロスリング・ロンランド (上杉周作・関美和訳) [2019] 『FACTFULNESS』日経BP社。
- ・池上彰 [2018] 『知の越境法「質問力」を磨く』光文社新書。

- ・池上彰 [2019] 『おとなの教養2』NHK 出版新書。
- ・荻谷剛彦 [2017] 「和製グローバル化の悲哀－イギリスから見た日本の大学の「国際化」『IDE 現代の高等教育』No.596、2017年12月号。
- ・経済産業省『不公正貿易報告書』（各年版）経済産業省。
- ・経済産業省、「未来の教室」とEdTech研究会 [2018] 『50センチ革命×越境×試行錯誤』「STEAM(S) ×個別最適化」 「学びの生産性」（第1次提言） 2018年6月。
<https://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180625003/20180625003-1.pdf>（2020年7月20日閲覧）
- ・研恒社政策情報資料センター編 [2010] 『月刊ニュー・ポリシー：新政策資料集大成』第30巻第6号、研恒社政策情報資料センター、2010年6月。
- ・国際的な大学の質保証作業部会『高等教育の国際的な質的保証の動き－大学の国際的な情報ネットワークの確立に向けて』
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/024/siryou/04010802/009.pdf（2020年7月20日閲覧）。
- ・公益財団法人大学基準協会編 [2018] 『大学評価研究』（特集テーマ「大学評価の国際的通用性」）第17号、2018年10月。
- ・文部科学省 [2004] 『国境を越えて教育を提供する大学の質保証について－大学の国際展開と学習機会の国際化を目指して』
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/024/siryou/040406011/003.pdf（2020年7月25日閲覧）
- ・森住衛他編 [2016] 『外国語教育は英語だけでいいのか』くろしお出版。
- ・中沢有美 [2015] 「高等教育改革の動向－ドイツおよび欧州における教育・研究と国際流動性－」日本学術振興会運営『海外学術動向ポータルサイト』。
<https://www-overseas-news.jsps.go.jp/>（2019年11月16日アクセス）。
- ・二宮皓 [2004] 「高等教育サービスの自由化とWTO / GATS問題」『広島大学大学院教育学研究科紀要（第3部）』51号。
- ・二宮皓 / 下村智子 [2006] 「高等教育市場の自由化とその影響に関する研究」『広島大学大学院教育学研究科紀要（第3部）』55号。
- ・野村総合研究所 [2015] 「2015年12月2日ニュースリリース『日本の労働人口の49%が人工知能やロボット等で代替可能に』」
https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2015/151202_1.pdf（2020年7月20日閲覧）
- ・落合陽一 [2018] 『日本再興戦略』幻冬舎。
- ・落合陽一 [2019] 『2030年の世界地図帳』SBクリエイティブ。
- ・OECD教育研究革新センター、世界銀行編（斎藤里美監訳） [2008] 『国境を越える高等教育－教育の国際化と質保証ガイドライン－』明石書店。
- ・翁邦雄 [2019] 『移民とAIは日本を変えるか』慶應義塾大学出版会。
- ・奥和義 [2012] 『日本貿易の発展と構造』関西大学出版部。
- ・奥村圭子 [2011] 「英国の留学生政策の推移－我が国の大学での留学生受け入れへの示唆」（ウェブマガジン『留学交流』2011年4月号 Vol 1）
https://www.jasso.go.jp/ryugaku/related/kouryu/2011/_icsFiles/afieldfile/2015/11/19/keikookumura.pdf（2020年7月20日閲覧）
- ・大森不二雄 [2012] 「貿易交渉と高等教育－グローバル化における政治経済の論理」国際教育学会

『Journal of Quality Education』第4巻。

- ・大森不二雄 [2014]「教学マネジメントをめぐる日・英の政策動向—「経営」は「質保証」をもたらすか—」『高等教育研究』第17集、2014年5月。
- ・大谷泰照編集代表 [2010]『EUの言語教育政策』くろしお出版。
- ・笹谷秀光 [2019]『Q&A SDGs 経営』日本経済新聞出版社。
- ・里村遼 [2019]「英国大学のブランディングとプレクジット」日本学術振興会運営『海外学術動向ポータルサイト』。
<https://www-overseas-news.jsps.go.jp/> (2020年7月20日閲覧)
- ・斎藤貴浩 [2008]「翻訳『ユネスコ— APQN ツールキット：国境を越えた教育の質の規制』」『大学評価・学位研究』(大学評価・学位授与機構)第8号、2008年12月。
- ・佐藤禎一 [2003]「国際化・流動化時代の日本の高等教育」『学位研究』(大学評価・学位授与機構 研究紀要)第17号、2003年3月。
- ・杉山知子 [2009]「グローバリゼーション・高等教育の国際化・高等教育における国際的動向：国際関係理論の枠組みからの考察と日本の高等教育への示唆」『東海大学紀要 政治経済学部』(東海大学)第41号。
- ・鈴木典比古 [2018a]「教育財のグローバル生産と大学職員の役割」『大学職員論叢』(公益財団法人大学基準協会)第6号、2018年3月。
- ・鈴木典比古 [2018b]「国際化に向かう大学教育とその認証評価—視覚的分析の試み—」『大学評価研究 (特集テーマ「大学評価の国際的通用性」)』(公益財団法人大学基準協会)第17号、2018年10月。
- ・鈴木典比古 [2019]「認証評価の国際化と日台共同認証プロジェクト」『じゅあ』No.62、2019年3月。
- ・Teitelbaum, Michael S., “The Myth of the Science and Engineering Shortage”. *The Atlantic*.
<https://www.theatlantic.com/education/archive/2014/03/the-myth-of-the-science-and-engineering-shortage/284359/> (2020年7月24日閲覧)
- ・鳥井康照 [2005]「国境を越えた高等教育サービスの移動—豪州とマレーシアの事例」『国立教育政策研究所紀要』(国立教育政策研究所)第134集。
- ・吉田文編集代表 [2013]『シリーズ大学1 グローバリゼーション、社会変動と大学』岩波書店。

(HP 一覧)

- ・EUの公式HPにある「次期エラスムス計画概要」。
https://ec.europa.eu/programmes/erasmus-plus/news/commission-adopts-proposal-next-erasmus-programme-2021-2027_en (2020年7月16日閲覧)
- ・ニュージーランド教育省のHP
<https://www.studyinnewzealand.govt.nz/jp/why-nz/quality-and-standards/> (2020年7月10日閲覧)
- ・ニュージーランド移民局HP
<https://www.immigration.govt.nz/new-zealand-visas/options/study/working-during-after-your-study/working-on-a-student-visa> (2020年7月16日閲覧)
- ・オーストラリア政府公式留学情報HP
<https://www.studyinaustralia.gov.au/japanese> (2020年7月18日閲覧)
- ・フィリピン観光省の依頼により設立されたフィリピン留学普及協会のHP
<https://psaa.jp/psaa> (2020年7月20日アクセス)
- ・文部科学省HPにある「国際成人力調査 概要」
https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/Others/_icsFiles/afieldfile/2013/11/07/1287165_1

pdf (2020年7月20日閲覧)

- ・ 文部科学省 HP にある「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン（概要）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/06032412/001.htm (2020年7月20日閲覧)
- ・ 文部科学省 HP にある「ユネスコ「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」（通称：東京規約）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/index.htm (2020年7月20日閲覧)
- ・ 国立教育政策研究所の HP にある「国際成人力調査」
https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div03-shogai-piaac-pamph.html (2020年7月20日閲覧)
- ・ (独立行政法人) 大学改革支援・学位授与機構 評価事業部国際課が運営する HP にある「高等教育質保証の海外動向発信サイト QA UPDATES」
<https://qaupdates.niad.ac.jp/2018/03/15/tokyocvnineffect/> (2020年7月20日閲覧)
- ・ オックスフォード大学オズボーン准教授と野村マネジメント・スクール学長福井正樹との対談「人工知能との共存」
<https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2016/fis/thoughtleader/03> (2020年7月20日閲覧アクセス)